

6-1 大川広域消防本部現勢

(平成29年4月1日現在)

区分	消防職員									条例 定数	普通消防ポンプ自動車 (B1以上)	水槽付消防ポンプ自動車 (B1以上)	はしご付消防自動車	救急自動車	救助工作車	指揮車	その他の小型動力ポンプ	広報車	資材運送車	その他の車両
	実員								計											
	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他職員												
本部	1	1	4	5	3	1	3		18						1		2		2	
西署			2	9	2	4	10		27	1	1	1	1			2		1	1	
寒川分署			1	7	1	2	8		19	1	1		1			3			1	
東署			2	8	2	8	7		27	2	2		2	1		2		1		
白鳥分署			1	6	2	3	7		19	1	1		1			2			1	
計	1	1	10	35	10	18	35		110	110	5	5	1	5	1	1	8	2	2	5

6-2 消防団現勢

(平成29年4月1日現在)

区分	分団 数	消防団員							条例 定数	普通消防ポンプ自動車 (B1以上)	水槽付消防ポンプ自動車 (B1以上)	化学消防車	指揮車	小型動力ポンプ付積載車	その他の小型動力ポンプ	広報車	資材搬送車	水槽車	その他の車両
		実員																	
		団長	副団長	分団長	副分団長	部員	班員	団員											
本部		1	5					6				2							
津田方面隊	4			4	4	7	7	52	74	3				4					
大川方面隊	3			3	3	6	9	70	91	3						1			
志度西方面隊	2			2	2	5	10	55	74	2				4		1			
志度東方面隊	3			3	3	9	23	65	103	3				7					
寒川方面隊	3			3	3	6	15	55	82	3						1			
長尾方面隊	4			4	4	15	28	96	147	4	1			2		1			
計	19	1	5	19	19	48	92	393	577	620	18	1		2	17		4		

6-3 消防水利の現況

(平成29年4月1日現在)

区分	合計 (A)~(F) の計	消火栓		防火水槽												井戸			その他	
		計	公設	私設	計				公設				私設				計	公設		私設
					100 m <sup>3</sup> 以上 (B)	60~ 100 m <sup>3</sup> 未満 (C)	40~ 60 m <sup>3</sup> 未満 (D)	20~ 40 m <sup>3</sup> 未満 (E)	100 m <sup>3</sup> 以上	60~ 100 m <sup>3</sup> 未満	40~ 60 m <sup>3</sup> 未満	20~ 40 m <sup>3</sup> 未満	100 m <sup>3</sup> 以上	60~ 100 m <sup>3</sup> 未満	40~ 60 m <sup>3</sup> 未満	20~ 40 m <sup>3</sup> 未満				
さぬき市	1329	1161	1161		4	9	82	72			62	54	4	8	20	18	1	1		17

6-4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況

(平成29年4月1日現在)

区分	消防・救急業務用無線局（局数）						電 話			
	固定局	基地局	移 動 局			合 計	消 防 機 関 に あ る も の			
			陸 上 移動局	携 帯 局	計		火災報知 専用電話	消防電話	加入電話	合 計
大川広域		3	93		93	96	6	18	43	67
(西 署)			19		19	19			4	4
(寒川分署)			15		15	15			4	4

6-5 水防倉庫の現況

番号	名 称	対象河川海岸	設置箇所	構 造	摘要
1	津田水防倉庫	津 田 川	津田町津田	平屋建	
2	神前水防倉庫	鴨部川, 津田川	寒川町神前	〃	
3	石田水防倉庫	地 蔵 川	寒川町石田東	〃	
4	寺町水防倉庫	志度海岸, 大橋川	志度	〃	
5	小田水防倉庫	小田海岸, 滝川	小田	〃	

6-6 防災資機材保有状況（消防団資機材を除く）

(平成29年4月1日現在)

品 名	規 格	数 量	保管場所	備 考
発電機	EU24i	5	本庁附属棟倉庫	
発電機	EU45is	2	本庁附属棟倉庫	
発電機		1	本庁附属棟倉庫	
発電機	EU24i	1	小田水防倉庫	
投光器	EM4002W	4	津田水防倉庫	
投光器	EM4002W	2	寒川水防倉庫	
投光器	EM4002W	1	小田水防倉庫	
投光器		26	本庁附属棟倉庫	
救助用ゴムボート		4	本庁附属棟倉庫	
救助用ボート		2	津田水防倉庫	

## 6-7 大川広域消防本部資機材保有状況

(平成29年4月1日現在)

区分	資機材名	数量
保安・保護器具	空気呼吸器	59
	酸素呼吸器	5
	簡易呼吸器	3
	送排風機	2
	放射線保護服	2
	耐電衣一式	7
	防毒衣	8
	耐熱服	2
	レスキューコール	5
	救助器具	空気式救助マット
緩降機		2
救命索発射銃		3
油圧ジャッキ		2
マット型空気ジャッキ		4
大型油圧スプレッダー		3
コンビツール		1
可搬式ウインチ		3
マンホール救助器具		1
ロープ登降機		4
チェンブロック		1
サバイバースリング		3
救助用ベストスリング(横吊式ハーネス)		2
切断・破壊器具	大型油圧切断機	3
	エンジンカッター	6
	チェンソー	9
	ガス溶断機	3
	空気鋸	2
	万能斧	13
	削岩機	1
	マルチカッター	1
	ハンマードリル	1
	リングカッター	4
	鉄線カッター	11
	ライトカッター	3

区分	資機材名	数量
水難救助器具	潜水器具一式	8
	救命胴衣	25
	水中投光器	5
	救命浮環	17
	浮環	1
	救命ボート	4
	測定・検知器具	有毒ガス測定器
可燃性ガス測定器		8
酸素濃度測定器		1
放射線測定器		1
器水	ホース 50 ミリ	329
	ホース 65 ミリ	476
	高圧ホース 65 ミリ	20
	水幕ホース 65 ミリ	8
	ラインプロポーショナ	5
	発砲ノズル	11
	ジェットシューター	26
	無反動管鎗	6
	特殊ノズル(フォグガン含む)	12
	トランシーバー	18
	投光器	11
その他	携帯拡声器	15
	防爆型ハンドライト	17
	サーチライト	52
	スーパーホーム原液(L)	2,010
	クラスA泡消火剤(L)	36
薬剤等	オイルブロッター(kg)	36.4
	クラスA泡消火剤(L)	36
	オイルブロッター(kg)	32.0

6-8 香川県防災資機材保有状況

	品名	規格	数量	設置場所	備考
石油コンビナート用資機材	オイルフェンス	B型 プリジストン・ライトタイプ *県危機管理課所管分	160m	香川県防災資機材センター (高松市朝日新町 1-7)	
		住友 B型 *県港湾課所管分	1,100m		
	泡消火薬剤	スーパーフォーム AT3%型	18,000ℓ	香川県防災資機材センター (坂出市番の州町 3 番地)	
		メガフォーム F-623T3%型	17,000ℓ		
林野火災用資機材	貯水槽	容量=2,500ℓ 重量=50kg 満水時容積=直径230cm×高さ90cm 結束時容積=直径110cm×高さ30cm	8基	香川県消防学校備蓄倉庫 (高松市生島町 689-11)	
	水のう (中型)	容量=500ℓ 重量=95kg 懸吊時全長=200cm リング直径=110cm 吊下高=350cm 吐出量=100~130ℓ/秒 空袋時機速(対地限度)=110(kg/時)	14基		
	コントロールボックス	500ℓ水のう用	14基		
	水のう用パレット	1,450cm×1,350cm×890cm	12個		
	チェンソー		10基		
	ヘルメット		37個		
救助用資機材	整理棚	スチール製	1台	香川県消防学校備蓄倉庫 (高松市生島町 689-11)	
	エアータント	本体	3張		
		送風機	1台		
		アタッチメントホース	1台		
		発電機	1台		
		エアポンプ	12台		
折りたたみ式簡易ベッド		30台			
その他	起震車	3500cc、香川 800 さ 9877	1台	香川県消防学校車庫 (高松市生島町 689-11)	
	自走式照明車	パノラマライトMEGALUX1800 香川88す1043	1台	仲多度南部消防本部 (琴平町五条 313)	
	フォークリフト	三菱 1.5t バッテリー式	1台	香川県消防学校備蓄倉庫 (高松市生島町 689-11)	
	災害対策用給水システム	東レ レスキュー AW-7200G II 型	1台		
	衛星可搬型地球局	アンテナ0.75mφ 出力0.8w 個別電話 (FAX) 1ch	3台	香川県庁6階 危機管理課通信機械室	
	資機材運搬車	日産ADバン	1台	天神前分庁舎一階駐車場 (高松市天神前 6-1)	

## 6-9 香川県防災資機材運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種災害対策用として香川県が備蓄した別表に掲げる防災資機材（以下「資機材」という。）の運営について必要な事項を定める。

(配置等)

第2条 資機材は、別表の配置場所欄に掲げる場所に配置する。

2 資機材の使用管理等については、この要綱に定めるもののほか、別に締結する管理委託契約書の定めるところによるものとする。

(用途の指定)

第3条 資機材は、各種災害の防御又は防御訓練以外の用途に供してはならない。

(貸付けの手続等)

第4条 各種災害の防御又は防御訓練のため、資機材の貸付けを受けようとする市町長は、あらかじめ知事に資機材貸付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、特に緊急を要するため文書により難いときは、口頭によることができる。この場合においては、事後速やかに所定の手続きをするものとする。

2 知事は、資機材を貸付けることを決定したときは、貸付決定に係る市町の長及び当該貸付けに係る資機材を管理している市町（以下「管理市町」という。）の長に貸付けを決定した旨の通知をするものとする。

3 貸付けの決定を受けた市町の長は、管理市町の長から当該貸付けに係る資機材を受領するときに、資機材借用証（第2号様式）を知事に提出するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、事後に当該手続きをすることができる。

(応援の要請等)

第5条 貸付けを受ける市町（以下「借受市町」という。）の長は、借受けに係る資機材を使用するため必要と認めるときは、管理市町の長に応援を求めることができる。

2 資機材は、借受市町又は管理市町の消防吏員で当該資機材の使用方法を熟知したものが操作しなければならない。

(貸付期間)

第6条 資機材の貸付期間は、当該貸付の目的を遂行するための必要な期間とする。

(使用後の報告)

第7条 借受市町の長は、資機材を使用した後に、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を知事に提出しなければならない。

- 一 使用目的
- 二 使用日時
- 三 使用場所
- 四 使用資機材数量
- 五 その他知事が必要と認める事項

(費用の負担)

第8条 資機材の使用及び応援を受けたことにより生じた費用のすべては、借受市町において負担するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほかは、資機材の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。